

徳島県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	開設者	辞退年月日
すずき歯科	徳島市住吉六丁目一九	医療法人すずき歯科	令和六年十二月三十一日